令和8年4月1日

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録フロー

情報提供システムへ登録する場合（登録申請）

事前協議（市または確認検査機関）

＜住宅政策課＞
- 整備基準への適合確認
- 入居契約や広告の方法等について

＜長寿福祉課＞
- 有料老人ホームに該当するかの確認

＜建築指導課または確認検査機関＞　※必要に応じて
- 開発許可の事前協議
- 建築基準法への適合確認

＜その他＞
介護保険課・保健所・消防等との協議

↓

開発許可申請（市）　※必要に応じて

↓

確認申請（市または確認検査機関）

↓

事前再協議（市または確認検査機関）

整備計画に変更等がある場合は、事前協議先と事前協議を再度行ってください。

↓

登録申請（住宅政策課）

＜その他手続き（住宅政策課）＞
- 登録申請（5年ごとの有効期限満了日までに提出）
- 変更届（変更があった日から30日以内に提出）
- 定期報告（毎年7月に提出）

整備補助を受ける場合※（意見聴取・交付申請）

※　国の「スマートウェルネス住宅等推進事業」による補助金を申請する場合は、富山市への意見聴取が必要です。詳しい流れについては、国の整備事業ホームページをご覧ください。

意見聴取申請（住宅政策課）

↓

↓

↓

整備事業交付申請（国）

年一回の定期報告必要

お問合せ先　：　富山市活力 都市創造部 住宅政策課 企画係　　TEL：076-443-2112